

国立大学法人東京医科歯科大学建設工事競争 契約参加資格審査要項

〔平成16年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「東京医科歯科大学」という。）における施設整備事業に伴う、競争契約参加資格審査については、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(基本通知の適用)

第2条 施設整備事業実施のための競争契約参加資格審査に係る本要項の運用においては、競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ（平成6年1月12日）の規定を適用するものとする。ただし、同申合せ二（一）ウの規定は適用しない。

(規程の準用)

第3条 前条の他、本要項の運用においては、一般競争参加者の資格の改正について（文部科学大臣決定 平成15年4月30日）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「契約担当官等」を「経理責任者」、また「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」とそれぞれ読替えるものとする。

(一般競争参加者の資格制限)

第4条 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限（文部科学大臣決定 平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(指名競争参加者の資格)

第5条 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格（文部科学大臣決定平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。

(指名基準)

第6条 指名基準については、指名基準（文部科学大臣決定 平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

（特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格）

第7条 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（文部科学大臣決定 平成13年1月6日）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

（建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い）

第8条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い（文教施設企画部長通知18文科施第629号 平成19年3月26日）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。

（一般競争（指名競争）参加資格者として認める者）

第9条 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」による手続きにおいて「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を受けた者は、東京医科歯科大学における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者として認める者とする。

（設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加者の資格を持つ者として認めるもの）

第10条 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」による手続きにおいて「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を受けた者は、東京医科歯科大学における設計・コンサルティング業務の一般競争（指名競争）参加資格者として認める者とする。

（共同企業体等の取扱い）

第11条 共同企業体等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて（文教施設部長会計課長通知14文科施第252号平成14年11月15日）及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について（契約情報室長通知18施企第63号 平成19年3月15日）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「文部省発注工事請負等契約規則」を「東京医科歯科大学工事請負契約規則」並びに「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第12条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて(文教施設部施設企画課監理室長通知13施施企第42号 平成14年2月19日)の規定を準用するものとする。

(工事の指名停止の措置要領)

第13条 工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領については、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について(文教施設企画部長通知17文科施第345号 平成18年1月20日)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

2 前項の規定により文部科学省が指名停止措置を行った場合は、本学の経理責任者が同様の措置を行ったものとみなす。

ただし、本学の経理責任者が行った指名停止措置に起因する文部科学省が行った指名停止措置を除く。

(設計・コンサルティング業務の措置要領)

第14条 設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止措置要領については、前条を準用して取り扱うものとする。

(情報公開)

第15条 競争参加資格及び基準等に関する情報公開については、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について(文教施設部長通知13文科施第63号 平成13年5月31日)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「東京医科歯科大学工事請負等契約要項」と読替えるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月27日制定)

この要項は、平成20年8月27日から施行する。